

## 市立旭川病院における第27回参議院議員通常選挙不在者投票の 投票用紙送致遅滞について

### 1 事案の概要

市立旭川病院は旭川市選挙管理委員会より不在者投票指定施設とされており、7月16日及び18日に院内入院患者の希望者に対し、不在者投票を実施したが、他市町在住者の投票済投票用紙について、住所地の選挙管理委員会に送致すべきところ、郵送の手続きが取られておらず、結果として2名の方の投票用紙の送致が当該選挙管理委員会の指定する締切時刻に間に合わなかった。

### 2 対象者等

他市町在住投票者 12名（8市町）のうち、送致完了10名、送致遅滞2名

### 3 経緯

不在者投票終了後の7月18日に投票用紙を郵送すべく、封入作業等を行うなど準備をしていたが、ポストへの投函等の郵便局への引継ぎがなされず、そのことに気付かないまま選挙期日を迎ってしまった。

7月20日の午後に、投票者の選挙管理委員会からの指摘により投票用紙が未着となっていることが判明し、直ちに対応可能な複数の職員により、各市町選挙管理委員会へ投票用紙を直接持参する対応を取ったが、締切時刻が早かった遠別町と剣淵町については、当該時刻までの送致には至らなかった。

### 4 対象者への対応

投票用紙の送致が遅滞してしまった対象者2名に対し、7月21日に直接説明・謝罪を行ない、理解を得た。

### 5 原因

投票用紙が封入された郵便物の送致については選挙期日に間に合わせる必要があることから、7月18日に発送しなければならないところ、郵便物発送担当職員に当日中の発送が必須であるという認識がなく、未発送のままだったが、不在者投票担当職員は発送が完了しているという認識であった。

### 6 再発防止策

組織内における職員間の情報共有を徹底するとともに、業務マニュアルを見直し、送致期限のある郵便物についての点検作業をルール化する。